

過給機の安全に対する通知について

現在、過給機の周辺における立ち止まり禁止については、本体の表示ラベル及び取扱説明書中の記載で注意喚起がなされておりますが、過去一部の MET 過給機においてはそれがなされておられません。2016年の IACS 統一規則改正による過給機のコンテインメント要求の一層の厳格化が求められる中、当社が納めました過給機におきましても、運転中は過給機回りに不必要に近づかない様に、ここで改めてアナウンスさせていただきます。詳しくは下記の警告内容をご参照下さい。特に表 1 に示します出荷時期の過給機につきましては、本書のみではなく、過給機本体貼り付け用注意銘板シールも御座いますので最寄りの ARA(**) までお問い合わせ願います。

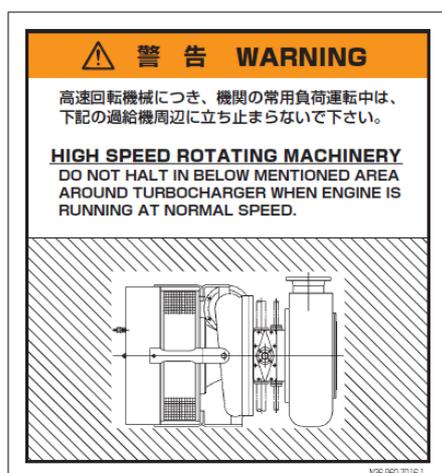
(*) 本紙は 2018 年 5 月 23 日付けで掲載する通知内容の注意銘板シールの問い合わせ窓口を見直し、改めて通知するものです。

(**) Authorized Repair Agent の略。詳しくは弊社 Web Site をご参照下さい。

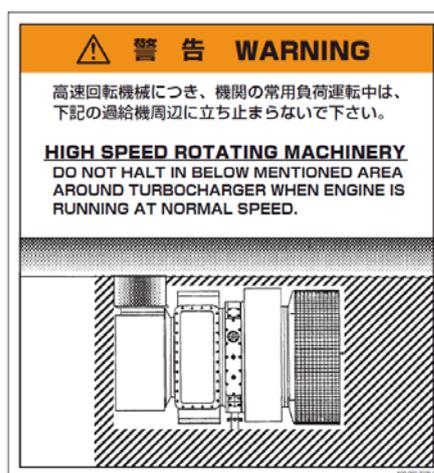
本通報のみでなく、本体貼り付け用注意銘板シールもございますのでお問い合わせ願います。

表 1 注意銘板シール配布対象

型式	対象年式
MET-SR、SRII シリーズ	2007 年 9 月納入分まで
MET-SC/SD/SE シリーズ	1998 年 8 月納入分まで



(MET-SR/SRII シリーズ用)



(MET-SC/SD/SE シリーズ用)

図 1 ラベル

(備考)

リスクを低減するための推奨項目

- ① 取扱説明書に従った定期メンテナンス
- ② 過給機最高許容回転数、排気ガス温度の遵守
- ③ 粗悪燃料を使用しない(汚損によるアンバランスや未燃ガスからくるオーバーラン防止)
- ④ 粗悪な潤滑油を使用しない
- ⑤ 羽根車再組立前の摩擦クラッチ部回りのカラーチェック
- ⑥ 羽根車再組立時の軸端振れの確認(0.1mm 以内)
- ⑦ 羽根車再組立時の締付力及び軸端と締付ナット距離の確認と軸端振れ確認